

第26回 旧RD最終処分場問題連絡協議会の開催結果

■日 時 平成30年10月22日(月) 19:00~21:30

■場 所 栗東市コミュニティセンター治田東

■主な質疑・ご意見

1. 前回の開催結果の確認について

◇小野自治会から経堂池の水質調査の回数を年4回から年2回に減らすことについて役員会で了承されたこと、調査時期は協議会で検討されたいこと、および、2月の総会に諮って最終の回答を得たいことについて報告がありました。

2. 工事の施工方法について

◇オールケーシング工法による、Kc3層の欠落範囲の遮水について、漏れないようにコンクリートを確実に詰めて施工ができるのか。

⇒技術的にコンクリート同士はつながると考えており、周りの粘土とはできるだけ接続する長さを確保して確実に遮水できるように施工すると回答しました。

3. 工事等の進捗状況について

・旧栗東町由来の一般廃棄物について

◇3ページ下の図に「家庭系ごみが帯水層に接している。」とあるが、以前は帯水層の中にどっぷり浸かっている汚染されているのではないか。

⇒縦断図のとおり、家庭系ごみの下には沖積層とその下のKs2層があり、帯水層と接している状況で、どっぷりと浸かっている状況にはないと思われると回答しました。

◇二次対策工事基本方針では、掘削除去の対象はRDが埋めたものという規定はなく、一般廃棄物も有害なら撤去する必要があるのではないか。

⇒RD社が埋めたもの、それで汚染されたものという意味での有害物である。また、遮水壁を作って汚水が外に漏れないようにすることを基本方針として協定が作られていると理解していると回答しました。

◇旧RD処分場からの汚染が一般廃棄物に影響を及ぼしていないという証拠がないのなら、一般廃棄物が無害か有害か調べるべきではないか。

⇒明確な証拠となるモニタリング調査ができていないので、住民の皆様やアドバイザーの先生方に調査方法を相談させていただいたうえで調査を行いたいと回答しました。

◇モニタリング調査は具体的に、いつまでに調べてどの範囲を行い、どういう結果であれば一般廃棄物の撤去を判定するのか。

⇒前回説明した遮水壁の効果を確認するための井戸とは別に、一般廃棄物からの影響を観るために水質を測るモニタリングポイントを追加し、基準等についてもアドバイザーの先生方にご相談し、協議会でモニタリング案を提案させていただきたいと回答しました。

◇一般廃棄物層を通った地下水を調べるのではなく、一般廃棄物自体が有害なものか調べる必要があるのではないか。

⇒一般廃棄物は産業廃棄物と違って各家庭から出るいろいろな物が混じっており均質ではないため、総合的に判断するには下流の井戸で水質を測ることが合理的な方法と考えていると回答しました。

◇一般廃棄物が有害かどうかを調べるまで、鉛直遮水工は工事を止めるのか。

⇒一般廃棄物の問題と遮水工を11月に施工することについては別問題として考えていただき、遮水工事の施工を進めることについてはご理解をいただきたいと回答しました。

◇もし、施工の後に一般廃棄物が有害物であると判明したらどうなるのか。

⇒モニタリングの結果、周辺に影響を与えているということが明らかになれば、土地の所有者として責任を果たす必要があると考えている。土地所有者としてどの程度の責任があるのかについては法的な整理が必要なため時間をいただきたいと回答しました。

◇遮水壁を作るのであれば、その後のモニタリング調査で、一般廃棄物が汚染源と思われる事態が起きたときには、どうすると約束してくれますか。

⇒新たな工事を起こすことになり、どの程度、合理的で効果的な工事をするか、県税を使うことについて正当であるということの説明が必要があるため、具体的にはまだ申し上げられないと回答しました。

◇一般廃棄物問題に関して時間も含めて十分説明をしてこなかったことについて反省してもらいたい。また、遮水壁の外側にある一般廃棄物の安全性の確認を行うこと、その方法については住民側と十分協議すると約束してもらいたい。

⇒一般廃棄物については一般論の話しか十分にできておらず、ここまで難しい話になると理解できていなかったことについては反省したい。また、土地の所有者としての責任を果たすにあたって、遮水壁の外にあるごみの影響がどのように周辺に現れるかしっかりと確認し、その方法については、みなさまのご意見を十分に聞きながら対応することを約束すると回答しました。

・洪水調整池について

◇RD社の沈澱池は標高が高く効果がなかったが、計画の調整池は高さがどれくらいで表面水は全部入るのか。

⇒調整池の底の標高は、128.0mで、天端は133.2mです。排水経路等を説明し、処分場内の排水のほとんどを入れる計画になっていると回答しました。

・その他

鉛直遮水工の工事は予定している11月に着手することを確認し、遮水壁外側の一般廃棄物に関するモニタリング調査計画はアドバイザーの意見を聞き、連絡協議会で協議する。